

追加受付

令和8年度建設工事入札参加資格審査申請要領

三木町

本町に追加の建設工事入札参加資格審査申請をしようとする方は、この要領に従い申請してください。

1 対象事業者

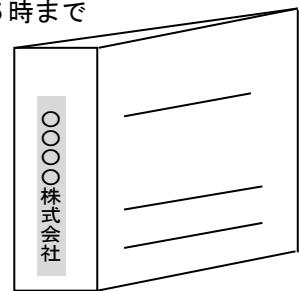
- ①令和7年度建設工事入札参加資格者名簿に登載されていない事業者
- ②同名簿に登載されているが、新たな工事業種（又は営業所）を追加しようとする事業者

2 申請の方法

電子申請は利用できませんので、必ず書面で申請してください。

3 書類提出

- (1) 受付期間 令和8年1月9日～令和8年1月23日（持参又は郵送等）
持参：開庁日の午前9時から午前12時又は午後1時から午後5時まで
郵送等：受付最終日の消印有効（レターパック等の送付方法も可）
- (2) 提出先 〒761-0692
香川県木田郡三木町大字氷上310番地
三木町役場 契約監理課（庁舎2階）
- (3) 作成方法 別表「提出書類等詳細」のとおり
- (4) 提出部数 1部
- (5) ファイル **1 対象事業者** ①に該当する場合はフラットファイル（青色・ブルー系、A4判）
1 対象事業者 ②に該当する場合はクリップ留め（ファイル不要）
- (6) 繰じ方
- ・チェックリストに掲げる順番に綴じ込む、またはクリップ留めすること。
 - ・フラットファイルの場合は、背表紙下段に商号又は名称を記載すること。（上図参照）
 - ・コピーで提出可能な書類は、必ずA4判に統一すること。
 - ・原本提出の書類がA4判より小さい場合は、A4判の台紙に貼付すること。
 - ・提出書類が大きい場合は、折り込みすること。
- (7) 受付確認 受付確認を希望する場合は、次のいずれか1点を同封すること。
・返信用はがき
(通常はがき又は十分な額の切手を貼付済みのはがきに送付先を記入したもの)
・受付票（自社様式でも可）+返信用封筒
(十分な額の切手を貼付済みの封筒に送付先を記入したもの)



4 その他

- (1) 資格審査の結果は、令和8年4月1日（水）に町のホームページ及び契約監理課窓口にて公表します。なお、個別に通知はいたしません。
- (2) 土木一式、建築一式、電気、管、舗装（5業種）については、経営事項審査における平均完成工事高が無い場合、入札参加資格審査を受けられません。

- (3) 「雇用保険」、「健康保険」、「厚生年金保険」の加入が確認できない事業者（「除外」となる事業者は除く。）は、審査を受けることができません。
- ※加入状況は、経営規模等評価結果通知書により確認します。各項目の加入の有無が「無」となっている事業者の方は、加入していることが確認できる書類を提出してください。
- (4) この要領において、主たる営業所が香川県内にある建設業許可業者を「県内業者」、主たる営業所が香川県外にある建設業許可業者を「県外業者」、主たる営業所が三木町内にある建設業許可業者を「町内業者」といいます。ただし、「町内業者」は特別な記述がない限り、「県内業者」に含みます。
- (5) 入札参加資格の有効期間は 1年間（令和8年4月1日～令和9年3月31日）です。
- (6) 県内業者は委任する営業所を設定できません。必ず主たる営業所から申請してください。
県外業者は本社（本店）を含めて最大2つの営業所を設定することができます。
※本社（本店）から申請する場合は、委任する営業所を1つまでしか申請できませんのでご注意ください。
- (例1) 本社（本店）からは申請せず、委任する営業所を2つ申請する場合
※高松支店から土木一式を申請し、大阪支店から建築一式を申請する場合など。
- (例2) 本社（本店）と委任する営業所を1つ申請する場合
※東京本社から土木一式を申請し、大阪支店から建築一式を申請する場合など。
- ※建設業許可が県外知事の事業者は、委任する営業所を設定できません。
必ず主たる営業所から申請してください。
- (7) ISO（国際標準化機構）規格の登録証について、提出不要です。
格付け等の際には、経営規模等評価結果通知書により確認します。
- (8) 本申請における押印は不要です。
※行政書士による申請の場合は行政書士の印が必要です。

5 問い合わせ先

〒761-0692

香川県木田郡三木町大字氷上310番地

三木町役場 契約監理課 入札契約係

電話：087-891-3323（内線2312）

FAX：087-898-1994

三木町ホームページ：<http://www.town.miki.lg.jp/>

①令和7年度建設工事入札参加資格者名簿に登載されていない事業者用

別表 提出書類等詳細 (◎ : 全業者が提出するもの、△ : 該当する業者のみが提出するもの、× : 提出が不要なもの)

No.	県内	県外	提出書類	留意事項	補足
1	◎	◎	チェックリスト	申請者チェック欄にチェック後、ファイルの1枚目に綴じてください。	・資格審査申請に必要な書類を表示しています。 ・書類提出の前には必ずチェックリストを確認し、不足書類がないようにしてください。 ・書類に不備がある場合は、受付が出来ない場合がありますのでご注意ください。
2	◎	◎	建設工事入札参加資格審査申請書		様式をホームページからダウンロードして作成してください。
3	×	△	申請営業所調書	県外業者で、契約締結等の権限を委任する営業所がある場合のみ必要。	様式をホームページからダウンロードして作成してください。
4	◎	◎	申請業種等調書	同一申請業種について、本社と営業所間の重複は認めません。	様式をホームページからダウンロードして作成してください。
5	◎	◎	経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書 (コピー)	左記の結果通知書を未受領の方は、審査済(受付)印のある経営規模等評価申請書・総合評定請求書及び工事種類別完工工事高(別紙一)のコピーを提出。後日、結果通知書を令和8年3月1日までに提出。提出がない場合、入札参加資格は無効となります。	○県内業者:審査基準日が令和6年10月1日～令和7年9月30日のもの ○県外業者:審査基準日が令和6年9月1日～令和7年8月31日のもの ・土木一式、建築一式、電気、管、舗装(5業種)については、経営事項審査における平均完成工事高が無い場合、入札参加資格審査を受けられません。
6	◎	◎	建設業許可証明書 (コピー可)	以下の(1)～(3)のうち、いずれか1つ (1)建設業許可証明書 (2)建設業許可通知書 (3)国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の必要ページを印刷したもの	・申請日前3か月以内に発行されたものであること。 ・(1)～(3)の記載事項(代表者、所在地等)に変更がある場合は許可行政庁の受付印のある変更届出書(様式二十二号の二)で確認しますので提出してください。
7	△	△	建設業許可申請書別紙二(1)又は(2) (営業所一覧、コピー可)	営業所がある場合(受任先がない場合を含む。)は必要。	・申請日の直近のもので確認します。 ・直近で業種追加した場合は、別紙二(1)も添付してください。 ・国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の「営業所の一覧」の必要ページを印刷したものでも可とします。
8	◎	◎	納税証明書等 (コピー可)	【国税】未納の税額がない旨の証明書 法人税(個人は所得税)、 消費税及び地方消費税	・申請日前3か月以内に発行されたもの ・免税事業者も発行されます。 ・電子納税証明書はPDF形式で印刷されたもののみ可とします。 ○法人の場合:様式その3の3 ○個人の場合:様式その3の2
9	◎	△		【香川県税】未納の税額がない旨の証明書 全ての税目	・申請日前3か月以内に発行されたもの ・香川県内に申請する営業所がある場合に必要です。 ・県税の納税証明書の発行を請求するには、受領者の本人確認が必要です。また、交付手数料として、1通につき400円の県証紙が必要です。
10	△	△		【三木町税】完納証明書 三木町内の営業所で申請をする場合または 三木町から課税されている税目がある場合に必要	・申請日前3か月以内に発行されたもの ・町税の完納証明書の交付手数料として、1通につき350円が必要です。 ・申請書の様式は、三木町ホームページからダウンロードできます。 ・県内業者や県外業者であっても、三木町から課税されている場合に必要です。
11	◎	×	技術員名簿 (コピー可)	経営規模等評価申請書・総合評定請求書の別紙二	・直近(5の審査基準日時点)のもの
12	◎	△	営業所の写真	県外業者については、香川県内で営業所を申請する場合のみ必要。	・申請日前3か月以内のものとします。 ・指定様式の台紙に写真を添付してください。 ・県外業者については、香川県内で営業所を申請する場合のみ、提出してください。
13	◎	×	賃借対照表 (コピー可)	県土木監理課様式「様式第15号」、個人は「様式第18号」の「II 固定資産」の部分が記載されているページ(県HP決算変更届出書の中にあります。)	・直近(5の審査基準日時点)のもの
14	△	×	発注者別評価点数項目に関する資料	(1)消防団協力事業所	・認定を受けていることが確認できるもの (三木町消防団協力事業所表示証認証の写し又は証認証設置の確認ができる写真等)
15	△	×		(2)香川県子育て行動計画策定企業	・認定を受けていることが確認できるもの (認証マークの写し又は認証マーク設置の確認ができる写真等)
16	△	△		(3)三木町主催の人権問題講演会への参加	・令和5年度人権問題講演会参加確認書(三木町確認印のあるもの) ・令和6年度人権問題講演会参加確認書(三木町確認印のあるもの)
17	△	△	舗装機械の所有状況等に関する調書	舗装を申請する場合に必要。	・機械をリースしている場合は、契約書等の添付が必要。 ・有資格者がいる場合は、資格者証等の写しの添付が必要。 ・機械及び舗装施工管理技術者がいる場合は白紙提出。
18	◎	◎	質疑回答用FAX番号票		・三木町では、入札(随意契約)において、指名業者・入札参加者等から提出された質疑に対し、FAXを使用して質疑回答を行っています。質疑回答を受信するためのFAX番号を記載してください。

②同名簿に登載されているが、新たな工事業種（又は営業所）を追加しようとする事業者用

別表 提出書類等詳細 (◎：全業者が提出するもの、△：該当する業者のみが提出するもの、×：提出が不要なもの)

No.	県内	県外	提出書類	留意事項	補足
1	◎	◎	チェックリスト	申請者チェック欄にチェック後、クリップ留めの1枚目に綴じてください。	・資格審査申請に必要な書類を表示しています。 ・書類提出の前には必ずチェックリストを確認し、不足書類がないようにしてください。 ・書類に不備がある場合は、受付が出来ない場合がありますのでご注意ください。
2	◎	◎	建設工事入札参加資格審査申請書		様式をホームページからダウンロードして作成してください。
3	×	△	申請営業所調書	県外業者で、契約締結等の権限を委任する営業所がある場合のみ必要。	様式をホームページからダウンロードして作成してください。
4	◎	◎	申請業種等調書	同一申請業種について、本社と営業所間の重複は認めません。	様式をホームページからダウンロードして作成してください。
5	◎	◎	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (コピー)	左記の結果通知書を未受領の方は、審査済(受付)印のある経営規模等評価申請書・総合評定値請求書及び工事種類別完成工事高(別紙一)のコピーを提出。後日、結果通知書を令和8年3月1日までに提出。提出がない場合、入札参加資格は無効となります。	○県内業者：審査基準日が令和6年10月1日～令和7年9月30日のもの ○県外業者：審査基準日が令和6年9月1日～令和7年8月31日のもの ・土木一式、建築一式、電気、管、舗装(5業種)については、経営事項審査における平均完成工事高が無い場合、入札参加資格審査を受けられません。
6	△	△	建設業許可証明書 (コピー可)	業種を追加する場合のみ必要。 以下の(1)～(3)のうち、いずれか1つ (1)建設業許可証明書 (2)建設業許可通知書 (3)国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の必要ページを印刷したもの	・申請日前3か月以内に発行されたものであること。 ・(1)～(3)の記載事項(代表者、所在地等)に変更がある場合は許可行政庁の受付印のある変更届出書(様式二十二号の二)で確認しますので提出してください。
7	△	△	建設業許可申請書別紙二(1)又は(2) (営業所一覧、コピー可)	営業所がある場合(受任先がない場合を含む。)は必要。	・申請日の直近のもので確認します。 ・直近で業種追加した場合は、別紙二(1)も添付してください。 ・国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の「営業所の一覧」の必要ページを印刷したものでも可とします。
8	×	×		【国税】未納の税額がない旨の証明書 法人税(個人は所得税)、消費税及び地方消費税	・申請日前3か月以内に発行されたもの ・免税事業者も発行されます。 ・電子納税証明書はPDF形式で印刷されたもののみ可とします。 ○法人の場合：様式その3の3 ○個人の場合：様式その3の2
9	×	△	納税証明書等 (コピー可)	【香川県税】未納の税額がない旨の証明書 全ての税目 県外業者で、新たに香川県内で営業所を申請する場合	・申請日前3か月以内に発行されたもの ・県税の納税証明書の発行を請求するには、受領者の本人確認が必要です。また、交付手数料として、1通につき400円の県証紙が必要です。
10	×	△		【三木町税】完納証明書 県外業者で、新たに三木町内の営業所で申請をする場合または三木町から課税されている税目がある場合	・申請日前3か月以内に発行されたもの ・町税の完納証明書の交付手数料として、1通につき350円が必要です。 ・申請書の様式は、三木町ホームページからダウンロードできます。
11	×	×	技術員名簿 (コピー可)	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の別紙二	・直近(5の審査基準日時点)のもの
12	×	△	営業所の写真	県外業者で、新たに香川県内で営業所を申請する場合のみ必要。	・申請日前3か月以内のものとします。 ・指定様式の台紙に写真を添付してください。
13	×	×	賃借対照表 (コピー可)	県土木監理課様式「様式第15号」、個人は「様式第18号」の「II 固定資産」の部分が記載されているページ(県HP決算変更届出書の中にあります。)	・直近(5の審査基準日時点)のもの
14	△	×		(1)消防団協力事業所	・認定を受けていることが確認できるもの (三木町消防団協力事業所表示証認証の写し又は証認証設置の確認ができる写真等)
15	△	×	発注者別評価点数項目に関する資料	(2)香川県子育て行動計画策定企業	・認定を受けていることが確認できるもの (認証マークの写し又は認証マーク設置の確認ができる写真等)
16	△	△		(3)三木町主催の人権問題講演会への参加	・令和5年度人権問題講演会参加確認書(三木町確認印のあるもの) ・令和6年度人権問題講演会参加確認書(三木町確認印のあるもの)
17	△	△	舗装機械の所有状況等に関する調書	新たに舗装を申請する場合にのみ必要。	・機械をリースしている場合は、契約書等の添付が必要。 ・有資格者がいる場合は、資格者証等の写しの添付が必要。 ・機械及び舗装施工管理技術者がいる場合は白紙提出。
18	×	△	質疑回答用FAX番号票	県外業者で、新たに香川県内で営業所を申請する場合のみ必要。	・三木町では、入札(随意契約)において、指名業者・入札参加者等から提出された質疑に対し、FAXを使用して質疑回答を行っています。質疑回答を受信するためのFAX番号を記載してください。